

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	建設業法における各種手続きの電子申請化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	各種変更届（申請書類、確認書類）の申請手続きについて、電子申請が可能と思われるものについても、書面による窓口申請が義務付けられている。また、各役所間のシステムに連携がないため、同一の書類を複数の窓口へ申請することが必要な場合があるなど、申請時の手続きが煩雑となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法 第11条 建設業法施行規則 第2条、第3条、第4条、第9条、第13条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各種変更届の申請手続きにおいて必要となる書面のうち、電子的な手続きが可能と思われるもの（決算報告、営業所関連、役員、営業所長、経営管理責任者、営業所専任監理技術者、監理技術者等）について、電子申請化を検討。また、複数の窓口への提出が義務付けられている書類（登記されていない証明、身分証明書、登記簿謄本等）についても電子化を前提とした各役所間のシステムの連携により、提出手続きのワンストップ化を実現することが望ましい。